

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 団体内統合宛名システム ②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務担当者からの依頼に基づいて、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を発生し、個人番号との対応を管理するとともに、中間サーバーに対して、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」の取得依頼を送信する。 ・ 業務担当者が入力した情報照会依頼情報について、当該業務から照会可能な情報であることを確認した上で、個人番号の団体内統合宛名番号への変換、文字コードの変換等を行った上で中間サーバーに送信し、情報照会依頼として登録する。 ・ 業務担当者の依頼に基づき、情報照会結果を中間サーバーから取得し、表示・出力を行う。 ・ 業務担当者が入力した情報提供対象情報について、個人番号の団体内統合宛名番号への変換、文字コードの変換等を行った上で中間サーバーに送信し、情報提供可能な副本として登録する。 ・ 機関内での情報の移転に対応して、機関内の他部署から照会があった場合に該当する情報の表示・出力を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務担当者からの依頼に基づいて、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を発生し、個人番号との対応を管理するとともに、中間サーバーに対して、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」の取得依頼を送信する。 ・ 業務担当者が入力した情報照会依頼情報について、当該業務から照会可能な情報であることを確認した上で、個人番号の団体内統合宛名番号への変換、文字コードの変換等を行った上で中間サーバーに送信し、情報照会依頼として登録する。 ・ 業務担当者の依頼に基づき、情報照会結果を中間サーバーから取得し、表示・出力を行う。 ・ 業務担当者が入力した情報提供対象情報について、個人番号の団体内統合宛名番号への変換、文字コードの変換等を行った上で中間サーバーに送信し、情報提供可能な副本として登録する。 ・ 機関内での情報の移転に対応して、機関内の他部署から照会があった場合に該当する情報の表示・出力を行う。 (当該事務では情報照会を行うが、情報提供を行わない。当該事務の事務担当者のユーザIDでは情報提供が行えないように、アクセス制御を行っている。) 	事前	記載内容の見直し
平成28年2月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 中間サーバー ②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。 ・ 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 ・ 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。 ・ 特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 ・ 特定個人情報を副本として、維持・管理する。 ・ 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。 ・ 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 ・ 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。 ・ 特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 ・ 特定個人情報を副本として、維持・管理する。 ・ 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 (当該事務では情報照会を行うが、情報提供を行わない。当該事務の事務担当者のユーザIDでは団体内統合宛名システムにおいて情報提供が行えないように、アクセス制御を行っている。中間サーバーに対して情報提供を行えないようになっている。) 	事前	記載内容の見直し
平成28年2月1日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番16	番号法第9条第1項 別表第一 項番16 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	主務省令の制定
平成28年2月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番28(情報照会)	番号法第19条第7号 別表第二項番28 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第21条(情報照会)	事後	主務省令の制定
平成28年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先①法令上の根拠	番号法第19条第12号	番号法第19条第8号	事前	記載内容の見直し
平成29年3月30日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	飯塚 寛	坂本 泰孝	事後	人事異動
平成29年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託 ⑥委託先名	株式会社 エヌ・ティ・ティマーケティングアクト	株式会社 KDDIエボルバ	事後	契約変更
平成29年3月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	・ 特定個人情報を取り扱うシステムは、インターネットから分離されたネットワーク及び専用パソコンで利用する。	事後	対策強化 ・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にと当たらないため
平成29年3月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	【埼玉県における措置】 ・ ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 ・ コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 ・ OSには随時セキュリティパッチの適用を実施している。	【埼玉県における措置】 ・ 特定個人情報を取り扱うシステムは、インターネットから分離されたネットワーク及び専用パソコンで利用する。 ・ ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 ・ コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 ・ OSには随時セキュリティパッチの適用を実施している。	事後	対策強化 ・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にと当たらないため
平成31年3月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 坂本 泰孝	課長	事後	記載事項修正
平成31年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託 ⑦再委託の有無	再委託しない	再委託する	事後	契約変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託 ⑦再委託の許諾方法	—	承諾書による	事後	契約変更
平成31年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託 ⑦再委託事項	—	システム運用業務、システム管理業務及び支援準備業務の一部	事後	契約変更
平成31年3月28日	III 特定個人情報ファイルの取扱いのプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	再委託していない	十分に行っている	事後	契約変更
令和2年3月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」	「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」	事後	主務省令等の改正
令和2年3月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	※対象税目:個人事業税、自動車税、自動車取得税、不動産取得税、軽油引取税、鉱区税、県たばこ税	※対象税目:個人事業税、自動車税種別割、自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割、不動産取得税、軽油引取税、鉱区税、県たばこ税	事後	主務省令等の改正
令和2年3月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	・ 国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。	・ 国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。なお、平成31年4月にeLTAXの運営管理を地方税共同機構が引き継いだ。	事後	主務省令等の改正
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	自動車取得税及び自動車税に係る納税者	自動車税種別割、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割に係る納税者	事後	主務省令等の改正
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	自動車取得税・自動車税のに関する県民からの問合せへの応答業務と、滞納者への催告業務の一部を委託しており、自動車取得税・自動車税の賦課、徴収の情報を確認するため、必要な範囲の特定個人情報について、委託先で取り扱う必要がある。	自動車税種別割、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割に関する県民からの問合せへの応答業務と、滞納者への催告業務の一部を委託しており、自動車税種別割、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の賦課、徴収の情報を確認するため、必要な範囲の特定個人情報について、委託先で取り扱う必要がある。	事後	主務省令等の改正
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容	県税窓口における案内業務や税証明書発行などの受付業務を委託する。	県税窓口における案内業務や納税証明書発行などの受付業務を委託する。	事後	記載内容の見直し
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	県税窓口における案内業務や税証明書発行などの受付業務を委託しており、県税の賦課、徴収の情報を確認するため、必要な範囲の特定個人情報について、委託先で取り扱う必要がある。	県税窓口における案内業務や納税証明書発行などの受付業務を委託しており、県税の賦課、徴収の情報を確認するため、必要な範囲の特定個人情報について、委託先で取り扱う必要がある。	事後	記載内容の見直し
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	主務省令等の改正
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【埼玉県における措置】 ・ 特定個人情報は、庁内のサーバ室に設置したサーバ内に保管する。 ・ 庁内のサーバ室への入退室はICカードとパスワードにより、事務に関係する者のみに制限している。 ・ バックアップは記憶媒体に行うとともに、遠隔地に準備したサーバ室に設置しているサーバにバックアップを行っている。 ・ 遠隔地のサーバ室への入退室はICカードにより、事務に関係する者のみに制限している。	【埼玉県における措置】 ・ 特定個人情報は、庁内のサーバ室に設置したサーバ内に保管する。 ・ 庁内のサーバ室への入退室はICカードとパスワードにより、事務に関係する者のみに制限している。 ・ バックアップは記憶媒体に行うとともに、遠隔地に準備したサーバ室に設置しているサーバにバックアップを行っている。 ・ 遠隔地のサーバ室への入退室はICカードにより、事務に関係する者のみに制限している。 ・ 職員等がサーバ室等へ入退室をする際は、データの漏えい防止のために、電子記録媒体、携帯電話、パソコン類等の不要な機器の持込みがないかを確認している。	事後	記載内容の見直し
令和2年3月30日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	③国税庁からの入手については、地方税の適正な課税を行うため、地方税法第72条の59第1項及び番号法第19条第8号等に基づき、政府より必要な情報の提供を受ける旨の規定がなされており、法令で定める場合以外の入手を行わない。	③国税庁からの入手については、地方税の適正な課税を行うため、地方税法第72条の59第1項及び番号法第19条第9号等に基づき、政府より必要な情報の提供を受ける旨の規定がなされており、法令で定める場合以外の入手を行わない。	事後	主務省令等の改正
令和2年3月30日	III リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用の記録	・ システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び操作ログの記録を行う。 ・ システムを操作したログを磁気ディスクに記録し、必要に応じて操作履歴を解析する。 ・ バックアップされた操作履歴は定められた期間、保管する。	・ システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び操作ログの記録を行う。 ・ システムを操作したログをサーバーに記録し、定期的に担当者がログの分析・確認をしている。その結果は管理責任者へ報告している。 ・ バックアップされた操作履歴は定められた期間、保管する。	事後	記載内容の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> 委託事業者を選定する際、ISMS認証又はプライバシーマークを取得していることを条件にしているほか、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。 	<ul style="list-style-type: none"> 委託事業者を選定する際、ISMS認証又はプライバシーマークを取得していることを条件にしているほか、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。 委託契約の締結後は、必要に応じて実地の監査、調査等を行うことにより、特定個人情報の取扱状況の把握、情報保護管理体制の把握を行っている。 	事後	記載内容の見直し
令和2年3月30日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<p>特定個人情報を含む全ての機密情報に対して以下のことを仕様書に定める情報セキュリティ特記事項上に明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務上知り得た機密情報を契約の目的外に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。本件業務を行わなくなった後においても、同様とする。 承諾を得てその取り扱い機密情報を第三者に提供する場合において、協議の上、その取り扱い機密情報の提供を受ける者に対し、提供に係る機密情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の機密情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。 取り扱い機密情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の機密情報の適切な管理に関する定めを作成するなど必要な措置を講じなければならない。 	<p>特定個人情報を含む全ての機密情報に対して以下のことを仕様書に定める情報セキュリティ特記事項上に明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務上知り得た機密情報を契約の目的外に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。本件業務を行わなくなった後においても、同様とする。 承諾を得てその取り扱い機密情報を第三者に提供する場合において、協議の上、その取り扱い機密情報の提供を受ける者に対し、提供に係る機密情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の機密情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。 取り扱い機密情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の機密情報の適切な管理に関する定めを作成するなど必要な措置を講じなければならない。 特定個人情報を含む機密情報の取扱状況について、発注者が必要に応じて報告を求め、実地に調査を行えることとしている。 	事後	記載内容の見直し
令和2年3月30日	Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク2 リスクに対する措置の内容	<p>国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。</p> <p>また、国税連携システムにおいて、国税庁及び他都道府県との間の連携については、本県と国税庁及び他都道府県とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</p>	<p>国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。</p> <p>また、国税連携システムにおいて、国税庁及び他都道府県との間の連携については、本県と国税庁及び他都道府県とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</p>	事後	主務省令等の改正
令和2年3月30日	Ⅲリスク対策 特定個人情報の提供・移転 リスク3 リスクに対する措置の内容	<p>国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。</p> <p>また、国税連携システムにおいて、国税庁及び他都道府県との間の連携については、本県と国税庁及び他都道府県とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</p>	<p>国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。</p> <p>また、国税連携システムにおいて、国税庁及び他都道府県との間の連携については、本県と国税庁及び他都道府県とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</p>	事後	主務省令等の改正
令和2年3月30日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策	<p>【埼玉県における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 税務システム及び団体内統合宛名システムのサーバ及び周辺機器の設置場所は入退室管理カードにより入退室管理されており、監視カメラを設置している。 停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、電子計算機に無停電電源装置を付設している。火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 	<p>【埼玉県における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 税務システム及び団体内統合宛名システムのサーバ及び周辺機器の設置場所は入退室管理カードにより入退室管理されており、監視カメラを設置している。 停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、電子計算機に無停電電源装置を付設している。火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 職員等がサーバ室等へ入退室をする際は、データの漏えい防止のために、電子記録媒体、携帯電話、パソコン類等の不要な機器の持ち込みがないかを確認する。 	事後	記載内容の見直し
令和2年3月30日	V開示請求、問合せ 1. 個人情報ファイル簿の公表 公表場所	http://www.pref.saitama.lg.jp/kj-f-zeimu.html	http://www.pref.saitama.lg.jp/a0304/kj-f-zeimu.html	事後	記載内容の見直し
令和2年3月30日	(別添1)事務内容		一部削除、変更	事後	記載内容の見直し
令和2年3月30日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 税務システムには、税務に関係ない情報を保有しない。 職員はユーザIDによるユーザ認証により担当の税目以外の情報を参照できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 税務システムには、税務に関係ない情報を保有しない。 職員はユーザIDによるユーザ認証により担当の税目以外の情報を参照できない。 税務システムでは、通常はマスキング機能により個人番号(マイナンバー)を表示させていない。個人番号(マイナンバー)を利用する場合は、その都度利用申請し、許可を受けたうえで利用している。 	事後	記載内容の見直し
令和2年3月30日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 その他の措置の内容		<ul style="list-style-type: none"> 税務システムでは、通常はマスキング機能により個人番号(マイナンバー)を表示させていない。個人番号(マイナンバー)を利用する場合は、その都度利用申請し、許可を受けたうえで利用している。 	事後	記載内容の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3 その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 職員に対しては、セキュリティに関する研修を行っている。 委託先に対しては業務外で使用しないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。 違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 職員に対しては、セキュリティに関する研修を行っている。 委託先に対しては業務外で使用しないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。 違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。 税務システムでは、通常はマスキング機能により個人番号(マイナンバー)を表示させていない。個人番号(マイナンバー)を利用する場合は、その都度利用申請し、許可を受けたくうえで利用している。 	事後	記載内容の見直し
令和2年3月30日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4 リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報の提供は、法令等の規定がある場合以外は認められない旨を職員等に周知する。 所管課設置の端末からは物理的に複製できない仕組みとなっている。 委託先に対しては仕様書にて許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。 違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報の提供は、法令等の規定がある場合以外は認められない旨を職員等に周知する。 所管課設置の端末からは物理的に複製できない仕組みとなっている。 委託先に対しては仕様書にて許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。 違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。 税務システムでは、通常はマスキング機能により個人番号(マイナンバー)を表示させていない。個人番号(マイナンバー)を利用する場合は、その都度利用申請し、許可を受けたくうえで利用している。 	事後	記載内容の見直し
令和2年3月30日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用における その他のリスク及びそのリスク に対する措置	<ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報を取り扱うシステムは、インターネットから分離されたネットワーク及び専用パソコンで利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報を取り扱うシステムは、インターネットから分離されたネットワーク及び専用パソコンで利用する。 税務システムでは、通常はマスキング機能により個人番号(マイナンバー)を表示させていない。個人番号(マイナンバー)を利用する場合は、その都度利用申請し、許可を受けたくうえで利用している。 	事後	記載内容の見直し
令和2年3月30日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者 ・更新者 具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> 委託にかかる実施体制の提出を義務付けている。 委託事業者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。 誓約書の提出があった要員に対してのみシステム操作の権限を与えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 委託にかかる実施体制の提出を義務付けている。 委託事業者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。 誓約書の提出があった要員に対してのみシステム操作の権限を与えている。 税務システムでは、通常はマスキング機能により個人番号(マイナンバー)を表示させていない。個人番号(マイナンバー)を利用する場合は、その都度利用申請し、許可を受けたくうえで利用している。 	事後	記載内容の見直し
令和2年3月30日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 その他の措置の内容		<ul style="list-style-type: none"> 税務システムでは、通常はマスキング機能により個人番号(マイナンバー)を表示させていない。個人番号(マイナンバー)を利用する場合は、その都度利用申請し、許可を受けたくうえで利用している。 	事後	記載内容の見直し
令和2年3月30日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱い の委託におけるその他のリス ク及びそのリスクに対する 措置		<ul style="list-style-type: none"> 税務システムでは、通常はマスキング機能により個人番号(マイナンバー)を表示させていない。個人番号(マイナンバー)を利用する場合は、その都度利用申請し、許可を受けたくうえで利用している。 	事後	記載内容の見直し
令和2年3月30日	Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移 転 リスク1 特例個人情報の提供・移転に 関するルール ルールの内容及びルール遵 守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 国税連携システムで情報連携を行う場合、電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 国税連携システムで情報連携を行う場合、電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。 	事後	記載内容の見直し
令和3年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概 要 4. 特定個人情報の取扱いの 委託 委託事項3 ⑥委託先名	株式会社 KDDIエボルバ	日本テレマーケティング株式会社	事後	契約変更
令和3年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概 要 6. 特定個人情報の保管・消 去 ①保管場所	<ul style="list-style-type: none"> 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 	<ul style="list-style-type: none"> 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 	事後	対策強化 ・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にと当たらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月30日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6. 情報提供ネットワークとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報照会機能により、情報提供ネットワークに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と、照会内容の照会許可照会リストとの照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・ 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・ 番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、理解度を高めるため、規程内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・ 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 	事後	記載内容の見直し
令和3年3月30日	Ⅲリスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・ 事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。 	事後	対策強化 ・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にとらならないため
令和3年3月30日	Ⅳその他のリスク対策 2. 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・ 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 	事後	対策強化 ・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にとらならないため
令和3年12月27日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番16 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	番号法第9条第1項 別表第一 項番16	事後	「特定個人情報保護評価指針の改正」(令和3年2月5日)に伴う変更
令和3年12月27日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番28 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第21条(情報照会)	番号法第19条第8号 別表第二項番28(情報照会)	事後	番号法の改正及び「特定個人情報保護評価指針の改正」(令和3年2月5日)に伴う変更
令和3年12月27日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	日本テレマーケティング株式会社	日本トータルテレマーケティング株式会社	事後	脱字の修正
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	番号法の改正
令和3年12月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じて入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代理人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法政令第12条第2項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カード、運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第9条第2項等の規定に基づき、税理代理権限証書と税理士名簿に記載されている事項等を確認するなどの方法により行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代理人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法政令第12条第2項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カード、運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第9条第2項等の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記載されている事項等を確認するなどの方法により行う。 	事後	誤字修正
令和3年12月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じて入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報情報が不正確であるリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法政令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等の書類で確認するなどの方法により行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法政令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等の書類で確認するなどの方法により行う。 	事後	誤字修正
令和3年12月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク	(※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人納納の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。	(※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。	事後	誤字修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月27日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	【税務システムの運用における措置】 情報セキュリティポリシーに基づき、企画財政部情報システム課による内部監査を定期的の実施している。 【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	【税務システムの運用における措置】 情報セキュリティポリシーに基づき、企画財政部情報システム戦略課による内部監査を定期的の実施している。 【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	事後	課名変更
令和3年12月27日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所	県のホームページ http://www.pref.saitama.lg.jp/a0304/kj-f-zeimu.html	県のホームページ https://www.pref.saitama.lg.jp/a0304/kj-f-zeimu.html	事後	
令和6年1月4日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	埼玉県個人情報保護条例に基づき、開示請求書に住所、氏名、請求する保有個人情報の内容などの必要事項を記入し、請求する個人情報の本人であることを証明する書類を持参の上、①請求先の機関または県政情報センターに提出する。	個人情報の保護に関する法律に基づき、開示請求書に住所、氏名、請求する保有個人情報の内容などの必要事項を記入し、請求する個人情報の本人であることを証明する書類を持参の上、①請求先の機関または県政情報センターに提出する。	事後	記載内容の見直し
	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第一 項番16	行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)別表 項番24	事後	番号法改正及び新主務省令制定によるもの
	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番28(情報照会)	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表49の項	事後	番号法改正及び新主務省令制定によるもの
	(別添1)事務内容	直接入力	図で貼り付け	事後	記載内容の見直し
	3. 特定個人情報の入手・使用	【本人または本人の代理人からの入手】	【本人又は本人の代理人からの入手】	事後	誤字修正
	II ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	特定個人情報をを用いた統計分析はおこなわない	特定個人情報をを用いた統計分析は行わない。	事後	誤字修正
	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 ⑤委託先名の確認方法	埼玉県報にて告示している	埼玉県報にて告示している。	事後	誤字修正
	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	日本トータルテレマーケティング株式会社	アルティウスリンク株式会社	事後	契約変更
	II ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	・ 機器更新等による際は、ディスク等に保存された情報が読出しできないよう、物理的破壊または専用ソフトを利用して完全に消去する。	・ 機器更新等による際は、ディスク等に保存された情報が読出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフトを利用して完全に消去する。	事後	誤字修正
	III リスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	番号法政令	番号法施行令	事後	記載事項修正
	III リスク対策(プロセス) 3. 特定個人情報の利用 アクセス権限の管理	ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更または削除する。	ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更又は削除する。	事後	誤字修正
	III リスク対策(プロセス) 3. 特定個人情報の利用 特定個人情報の使用における その他のリスク及びそのリスク に対する措置	・ 税務システムでは、通常はマスキング機能により個人番号(マイナンバー)を表示させていない。個人番号(マイナンバー)を利用する場合は、その都度利用申請し、許可を受けたうえで利用している。	・ 税務システムでは、通常はマスキング機能により個人番号(マイナンバー)を表示させていない。個人番号(マイナンバー)を利用する場合は、その都度利用申請し、許可を受けた上で利用している。	事後	誤字修正
	III リスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧 者・更新者の制限	・ 税務システムでは、通常はマスキング機能により個人番号(マイナンバー)を表示させていない。個人番号(マイナンバー)を利用する場合は、その都度利用申請し、許可を受けたうえで利用している。	・ 税務システムでは、通常はマスキング機能により個人番号(マイナンバー)を表示させていない。個人番号(マイナンバー)を利用する場合は、その都度利用申請し、許可を受けた上で利用している。	事後	誤字修正
	III リスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール	・ 委託契約の調査条項に基づき必要があると認めるときは調査を行い、または報告を求める。	・ 委託契約の調査条項に基づき必要があると認めるときは調査を行い、又は報告を求める。	事後	誤字修正
	III リスク対策(プロセス) 6. 情報提供ネットワークとの 接続 情報提供ネットワークシステム との接続に伴うその他のリスク に対する措置	・ 中間サーバへの情報照会依頼の登録にあたっては、ログインした職員所属によって、照会依頼が可能な情報項目について判断し、それ以外の項目については中間サーバに送信しない仕組みとしている。(改行) ・ 情報照会結果を照会する際にも、ログインした職員所属によって、照会依頼が可能な情報項目について判断し、それ以外の項目については取得していても表示・出力しない仕組みとしている。	・ 中間サーバへの情報照会依頼の登録にあたっては、ログインした職員所属によって、照会依頼が可能な情報項目について判断し、それ以外の項目については中間サーバに送信しない仕組みとしている。(改行) ・ 情報照会結果を照会する際にも、ログインした職員所属によって、照会依頼が可能な情報項目について判断し、それ以外の項目については取得していても表示・出力しない仕組みとしている。	事後	誤字修正
	III リスク対策(プロセス) 6. 情報提供ネットワークとの 接続 リスクに対する措置の内容	・ 中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体毎に区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。	・ 中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体毎に区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。	事後	誤字修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	税務システム担当	税務DX推進担当	事後	担当名変更
	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	個人情報の保護に関する法律に基づき、開示請求書に住所、氏名、請求する保有個人情報の内容などの必要事項を記入し、請求する個人情報の本人であることを証明する書類を持参の上、①請求先の機関または県政情報センターに提出する。	個人情報の保護に関する法律に基づき、開示請求書に住所、氏名、請求する保有個人情報の内容などの必要事項を記入し、請求する個人情報の本人であることを証明する書類を持参の上、①請求先の機関又は県政情報センターに提出する。	事後	担当名変更
	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表公表場所	県のホームページ https://www.pref.saitama.lg.jp/a0304/kj-f-zeimu.html	県のホームページ https://www.pref.saitama.lg.jp/a0304/906-20091202-2.html	事後	記載事項修正
	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	税務システム担当	税務DX推進担当	事後	担当名変更
	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。	・問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。	事後	誤字修正